

建築確認手続き等の運用改善マニュアル

「一般建築物用」

平成22年3月

編集 財団法人 建築行政情報センター
発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会
協力 国土交通省住宅局建築指導課

建築確認手続き等の運用改善のためのマニュアルの策定について

- 本マニュアルは、国土交通省が平成 22 年 1 月 22 日付けで発表した建築確認手続き等の運用改善のうち、以下の事項に係る運用方法等を取りまとめたものです。

〈確認審査の迅速化関係〉

1. 確認申請図書の補正の対象の見直し
2. 確認審査と構造計算適合判定審査の並行審査
3. 「軽微な変更」の対象の見直し

〈申請図書の簡素化関係〉

1. 構造計算概要書の廃止
2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化
3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略

〈その他関係〉

1. 既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置

※： 上記に係る施行規則・関係告示の改正は、平成 22 年 6 月 1 日に施行されます。

※： 申請図書に係る規定は、平成 22 年 6 月 1 日以降に確認申請を行う者（変更確認申請を行う者を含みます。）に対して適用されます。

なお、平成 22 年 6 月 1 日以降に旧申請図書により確認申請がなされた場合には、特定行政庁・指定確認検査機関において弾力的な取扱いが必要です。

本マニュアルでは法令名を以下のように略記します。

[正式名称]	[本マニュアルでの略記]
建築基準法	法
建築基準法施行令	令
建築基準法施行規則	規則

建築確認手続き等の運用改善の方針について

国土交通省が平成 22 年 1 月 22 日付けで発表した建築確認手続き等の運用改善

1. 経緯

建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しの検討を行うため、実務者や関係団体から幅広く意見聴取を行ってきたところではありますが、以下のとおり建築確認手続き等の運用改善の方針をとりまとめました。建築基準法施行規則及び関係告示等の改正については、3 月末日途に公布を行い、6 月に施行する予定です。※

※:平成 22 年 6 月 1 日から施行です。

2. 運用改善案の概要

<確認審査の迅速化関係>

1. 確認申請図書の補正の対象の拡大等（告示改正）

⇒ 確認申請図書の補正の対象は、軽微な不備（誤記、記載漏れ等）とされているが、これを不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの）とする。また、補正にあたっては、適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付や確認審査報告書の特定行政庁への報告を不要とする。

2. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査を可能とする見直し（告示改正）

⇒ 構造に係る確認審査後に構造計算適合性判定を求めることとされているが、当該確認審査を終える前においても、構造計算適合性判定を求めることができることとする。

3. 確認審査等の報告に係るチェックリスト告示の簡素化（告示改正）

⇒ 指定確認検査機関が確認済証等を交付した後に特定行政庁へ提出するチェックリストを大幅に簡素化する（項目を約 9 割減とする）。

4. 「軽微な変更」の対象の拡大（規則改正・技術的助言等）

⇒ 計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象は、安全上の危険の度等が高くない一定の変更とされているが、これを建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更とする。

また、「軽微な変更」の適用可能な具体事例を提示し、運用の徹底を図る。

5. 大臣認定変更手続きの迅速化

⇒ 超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、迅速化を図る。

6. 審査期間短縮及び審査バラツキの是正（技術的助言等）

⇒ 構造計算適合性判定の対象物件については、現在の審査期間（約 70 日※）の半減を目指し、審査期間短縮に係る目標を設定するとともに、取組方針及び公表方法を「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針として発出する。

また、各機関に苦情窓口の設置とそれを通じた審査のバラツキ把握及び審査員への指導等の取組みを要請する。

※サンプル調査による平成 21 年 7 月から 12 月までの確認済証交付までに要した実日数の平均

<申請図書の簡素化関係>

1. 構造計算概要書の廃止（規則、告示改正）

⇒ 確認申請図書のうち、構造計算概要書を廃止する。

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化（規則、告示改正等）

- (1) 非常用照明装置に係る技術的基準の見直しを行うとともに、非常用照明装置の構造詳細図を提出不要とする。
- (2) 水洗便所の構造詳細図を提出不要とする。
- (3) 排水のための配管設備に係る技術的基準の見直しを行うとともに、排水トラップの構造に係る構造詳細図を提出不要とするなど、配管設備に係る図書の簡素化を行う。
- (4) 換気設備の構造詳細図を簡素化する。

3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略（技術的助言等）

⇒ 建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について大臣認定データベースの登録を義務化することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における大臣認定書の写しの添付の省略を技術的助言等により徹底する。

<厳罰化関係>

1. 違反設計等への処分の徹底

⇒ 「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針に、中間・完了検査の徹底、違反建築物対策の推進を盛り込み、違反設計等への処分を徹底する。

2. 広範なサンプル調査を実施

⇒ 違反建築物対策を推進するため、広範なサンプル調査を実施する。

<その他関係>

1. 小規模な木造戸建て住宅等（4号建築物）に係る確認・検査の特例について、当分の間継続する。
2. 既存不適格建築物の増改築に係る特例の見直し（平成21年国土交通省告示第891号等）について、周知徹底を図る。
3. 住宅性能評価及び長期優良住宅の認定についても申請図書の簡素化を図る。（規則、告示改正等）

目 次

建築確認手続き等の運用改善のためのマニュアルの策定について	1
目次	4
＜確認審査の迅速化関係＞	
1. 確認申請図書の補正の対象の見直し	9
(1) 運用改善の概要	9
(2) 運用改善の詳細	9
1) 補正対象について（補正が認められる「不備」）	9
2) 補正等の手続き	10
3) 補正等の方法	13
4) 補正の取扱い	14
2. 確認審査と構造計算適合判定審査の並行審査	18
(1) 運用改善の概要	18
(2) 運用改善の詳細	19
1) 並行審査とは	19
2) 並行審査の方法	20
3) 消防同意手続きとの並行審査	23
3. 「軽微な変更」の対象の見直し	25
(1) 運用改善の概要	25
1) 基本的な考え方	25
2) 「軽微な変更」の対象となる計画の変更	25
3) 軽微な変更の運用	25
4) 構造関連の適用の考え方	26
(2) 軽微な変更の適用事例	27
1) 事例1：基礎杭関係	27
2) 事例2：小梁・床版・屋根版等関係	27
3) 事例3：鉄骨造関係	28
4) 事例4：RC造関係	29
5) 事例5：防火・避難関係	29
6) 事例6：設備関係	30
7) 事例7：一般構造関係	31
参照条文	32
＜申請図書の簡素化関係＞	
1. 構造計算概要書の廃止	37
(1) 規則の改正内容	37
(2) 運用改善の要旨	37
(3) 運用改善後の確認申請図書の記載方法	37
【記載事例①：鉄骨造】	38
【記載事例②：RC造】	40
【記載事例③：木造軸組構法】	42

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化	44
2. 1. 非常用の照明装置	44
(1) 規則の改正内容	44
(2) 運用改善の要旨	44
(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法	44
2. 2. 便所	44
(1) 規則の改正内容	44
(2) 運用改善の要旨	44
(3) 改正後の確認申請図書の記入方法	44
2. 3. 配管設備	45
(1) 規則の改正内容	45
(2) 運用改善の要旨	45
(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法	45
2. 4. 換気設備	48
(1) 規則の改正内容	48
(2) 運用改善の要旨	48
(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法	48
2. 5. 確認申請図書の簡素化の具体例	49
3. 建築材料・防火設備等に係る確認申請図書の簡素化	59
3. 1. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略	59
3. 2. 「耐火構造等の構造詳細図」の記載例	61
4. その他運用の円滑化に係る事項	64
(1) 「歩行距離」に係る記載について	64
(2) 「求積図」に係る記載について	64
(3) 「かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量」に係る記載について	64
(4) 「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」に係る記載について	64
(5) 建築設備に係る確認申請図書における「二面以上の断面図」の記載について	65
参照条文	66

<その他関係> 既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置

1. 趣旨	71
2. 既存不適格建築物の増改築に係る制限緩和について	72
(1) 構造耐力規定の制限の緩和	72
(2) 構造耐力規定以外の規定の制限緩和	76
3. 申請図書について	77
(1) 既存不適格調書	77
(2) 既存不適格調書以外に必要な図書等について	78
4. 増改築の際における建築基準の適用の合理化（部分適用）について	79
5. 増改築の際における建築基準の適用の合理化（段階的な改修を可能にする措置）について	82
参照条文	84

<建築確認申請手続きの運用改善に伴う建築基準法・国土交通省告示 新旧対照表>

1. 建築基準法施行規則 第3条の2 改正新旧対照表	95
2. 建築基準法施行規則 第1条の3 改正新旧対照表	99
3. 平成19年国土交通省告示835号 改正新旧対照表	110
4. 昭和50年建設省告示1597号 改正新旧対照表	116
5. 昭和45年建設省告示1830号 改正新旧対照表	119

<確認審査の迅速化関係>

1. 確認申請図書の補正の対象の見直し

(1) 運用改善の概要

確認申請図書の補正の対象については、「確認審査等に関する指針」(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。)で定められており、従前は、「軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。)」とされていましたが、指針告示の改正により、「不備(申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。)」とされました。

また、これまで、建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)が補正又は追加説明書を求める場合には、法第6条第13項等に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨及びその理由を記載した通知書の交付(以下「法定通知」という。)を行い、指定確認検査機関の場合にあっては確認審査報告書を特定行政庁へ報告する等とされてきました。今回の改正により、法定通知は、正当な理由がある場合に行うことが明確化され、原則として、建築主事等は申請者等に対して補正又は追加説明書の提出を書面の交付により求めることとなり、指定確認検査機関による確認審査報告書の特定行政庁への報告が不要となります。

なお、以下のような申請図書等は、従前のおり、適正な確認申請書とは認められませんので、提出されれば確認審査は終了することとなります。

- ・申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの
- ・設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの

(2) 運用改善の詳細

1) 補正対象について(補正が認められる「不備」)

申請図書等に不備があった場合、これまではその不備の程度が軽微なもの(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のもの)に限り、補正を行うとされてきました。

今回、指針告示の改正により、「申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの」についても補正を行うことができるとされました。

したがって、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象と考えられます。

なお、指針告示第一第5項第四号では、これまでどおり、「確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。」とされており、申請者等の意思により計画の変更を行う場合にあっては、補正の対象とは認められません。この場合には、建築主事等が「不適合通知」や「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行い、確認審査を終了させる必要があります。

2) 補正等の手続き

これまで、建築主事等が確認審査で申請者等に対して指摘を行う場合については、申請図書等に軽微な不備がある又は申請図書等の記載事項に不明確な点があるとして、法定通知を行い、一定の期限を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることになっていました。

今回の指針告示の改正では、「申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき」に法定通知を行うことを明確化し、確認審査において建築主事等が補正又は追加説明書の提出を書面で求めることとされ、具体的には、申請図書等の不備の内容又は申請図書等の記載事項に不明確な内容を明らかにした書面を申請者等に交付（以下「補正等の書面の交付」という。）することとなりました。

補正等の書面の交付にあたっては、「相当の期限」を定めて補正や追加説明書の提出を求めることとされていますが、この「相当の期限」の目安としては、内容に応じて概ね2週間以内の一定期間が適切であると考えられます。この場合、当該書面の交付以降の申請者等が追加説明書等を作成する期間も、法第6条第4項の期間に含まれることとなります。したがって、「相当の期限」を経過しても補正等の求めに対する回答がない場合、又は回答があってもその内容が不十分な場合には、上述した「正当な理由」があるとして、法定通知を行うこととなります。（法定通知を行った場合には、当該法定通知以降の期間は同項の期間に含みません。）

補正等の書面の交付は、指摘事項を小出しにすることなく、まとめて示すことが原則です。ただし、申請者の便宜を踏まえ、意匠・構造・設備の分野ごとに個別に書面を交付することとしても差し支えないですが、この場合、すべての指摘ではないことを連絡するなど誤解を招くことがないように注意が必要です。

なお、4号建築物については、建築主事等は確認申請を受理した日から7日以内（指定確認検査機関においては、契約で定められた期限内）に審査を行わなければならないこととされており、補正又は追加説明書を求める内容が軽微で、迅速な対応が可能であると考えられるときは、補正等の書面の交付によることとなりますが、それ以外の場合にはこれらの手続きによらず、法定通知を行うことも可能です。

【表 1】補正等の手続きの概要

書面等の種類	根拠規定	書面等の交付を行う場合	運用方法
補正等の書面の交付	指針告示第一第五項第三号及び第四号	<ul style="list-style-type: none"> 申請図書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 建築主事等が、相当の期限（目安は概ね2週間以内の一定期間）を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めます。 この場合、補正等の書面の交付以降の期間も確認審査期間（法第6条第4項）に含まれます。 建築主事等は、まとめて補正等の書面を交付しますが、意匠分野・構造分野・設備分野別に補正等の書面を交付することもできます。
法定通知	法第6条第13項等	<ul style="list-style-type: none"> 申請図書等の記載によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由※があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、本通知により審査終了となりますが、建築主事等は、期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることができます。この場合、法定通知以降の期間は確認審査期間（法第6条第4項）には含まれません。

※：法定通知を行う場合の「正当な理由」には次のものが該当します。

- ①建築主事等が法第6条第4項の期間（例えば、規則第2条第4項の規定により、構造計算適合性判定の対象となる場合には最大70日）内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合
- ②建築主事等が行った補正等の書面の内容について、定められた相当の期限までに申請者等が補正もしくは追加説明書の提出を行わない場合、又は、補正もしくは追加説明書の提出を行っても、その内容が不十分な場合

＜参考＞補正等の書面の交付の方法

建築主事等の指摘は、補正を求めるものも、追加説明書の提出を求めるものもありますので、補正等の書面の交付については、この両者を同じ書面で求めることができます。（補正等の書面の例は【モデル事例1】・【モデル事例2】のとおりです。）

【モデル事例1】申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める際の書面の例

申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面

平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事又は指定確認検査機関名
担当者名

下記による確認申請書は、申請書等に不備があり、又は申請書等の記載事項に不明確な点があります。

このため、平成19年国土交通省告示第835号第一第五項第三号の規定により下記の事項について申請図書等の補正又は追加説明書を求めます。

記

1. 申請年月日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所

(申請書等の補正又は追加説明書を求める事項)
別紙のとおり

(備考)

- ・申請書等を補正し、又は追加説明書を提出する期限は、平成 年 月 日です。

【モデル事例2】補正等の書面における「補正又は追加説明書を求める事項」の別紙の例

番号	該当図書 該当頁等	補正又は追加説明 書を求める事項 (指摘事項)	指摘事項の内容・理由	回 答		備 考
				回答内容	該当図書 該当頁等	
1						
2						
3						
4						
5						

注1) 回答欄以外は建築主事等が記入します。

注2) 申請者等は、回答欄に建築主事等の指摘事項に対する回答内容等を記載して提出してください。

(本様式のコピー可)

※：建築主事等は、構造計算適合性判定機関からの構造計算適合性判定に係る指摘に基づき申請者等に補正又は追加説明書の提出を求めるときは、本表について、建築主事等からの指摘に係るものと構造計算適合性判定機関からの指摘に係るものを別葉とすることが望ましいと考えられます。

※：備考欄には、補正や追加説明の方法等を記載することが考えられます。

3) 補正等の方法

今回の指針告示の改正に伴う補正の対象の見直しにより、建築主事等の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所が「補正」の対象となるため、建築主事等が申請図書等の「補正」を求めた場合には、修正後の申請図書等で修正前の申請図書等を補正することが可能となりました。

申請図書等の補正により不要となった申請図書等の取扱いは、建築主事等の判断に委ねられます。(返却、保存いずれでも可能です。)

補正等の書面の交付による建築主事等と申請者等のやりとり(【モデル事例2】を参考)は審査の経過に係るものとして保存することが必要です。

4) 補正の取扱い

図面と構造計算書の補正では取扱いが異なる部分がありますので、その説明を行います。

A. 図面の補正の取扱い

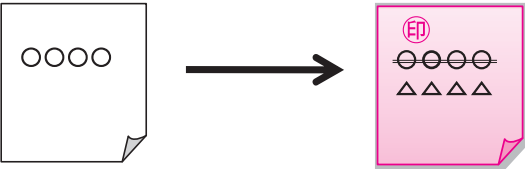
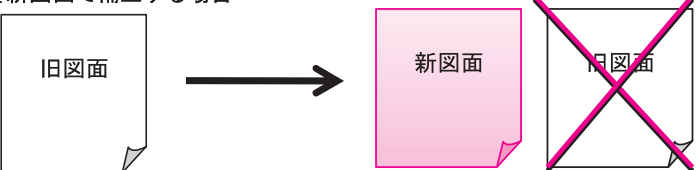
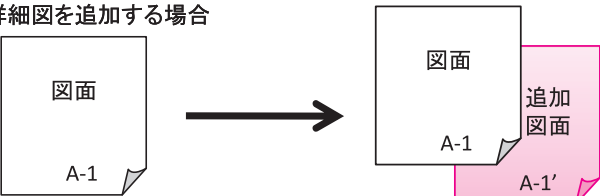
図面に不備があるため、建築主事等が補正を求めた場合の回答書の例は【モデル事例3】のとおりです。

【モデル事例3】図面の補正の指摘

番号	該当図書 該当頁等	補正又は追加説明書を求める事項 (指摘事項)	指摘事項の内容・理由	回 答		備 考
				回答内容	該当図書 該当頁等	
1	構造計算書 P.123 構造図 S-03	鉄骨大梁の使用材料	構造計算書では鉄骨大梁の材質が SN490 となっていますが、構造図では SN400 となっており、不整合があります。	構造計算書にあわせ、新構造図で旧構造図を補正します。	構造図 S-03	補正
2	構造計算書 P.40 構造図 S-12	大梁のねじれ	片持ちスラブが取りつく 2G8 は、反対側が吹き抜けとなっており大梁にねじれ応力が発生します。大梁についてねじれ応力に対する検討を追加してください。	2G8 のねじれ応力に対する検討を行いました。検討の結果 2G8 の腹筋 2-D10 を 4-D16 とし、柱にアンカーさせるように新図面で旧図面を補正します。	追加説明書-3 構造図 S-12	追加説明 補正
(参考) 追加説明の事例						
3	構造図 S-10	段差梁の処理	2階床梁 X1 通り Y1-3間の G1 と G2 に段差がありますが、柱接合詳細(ハンチの有無や外ダイアフラムプレートまたは内ダイアフラムプレートの種別)について説明してください。	構造図 S-21 に接合詳細図を追記します。	構造図 S-21	追加説明

図面の補正の方法は図示すると以下のとおりです。

【表 2】 図面の補正の方法

<p>① 建築主事等が図書の補正(訂正)を求めた場合</p>	<p>例)「〇〇〇〇」を「△△△△」に訂正する場合</p> 
<p>② 建築主事等が新図面により旧図面の補正を求めた場合</p>	<p>例)旧図面を新図面で補正する場合</p> 
<p>(参考) 建築主事等が追加説明書として追加図面を求めた場合</p>	<p>例)図面に詳細図を追加する場合</p> 

B. 構造計算書の補正の取り扱い

構造計算書に不備があるため、建築主事等が補正を求めたときの回答書の例は【モデル事例 4】のとおりです。

【モデル事例 4】 構造計算書の補正の指摘

番号	該当図書 該当頁等	補正又は追加説明書を求める事項 (指摘事項)	指摘事項の内容・理由	回 答		備 考
				回答内容	該当図書 該当頁等	
1	構造計算書 P. 10	設計方針および構造計算書	設計方針では、「偏心率を 0.15 以下とする」と記載されていますが、計算結果では 2 階 X 方向の偏心率が 0.15 を超えています。	計算結果にあわせ、設計方針を補正(訂正)します。	構造計算書 P. 10	補正
2	構造計算書 P. 30 構造図 S-10	構造スリット	3 階 Y2 通り X2-3 間の壁のスリット位置が構造図と構造計算書で異なります。	構造図を正とし、構造計算について再検討を行いました。検討の結果、断面、配筋に変更はありませんが、新構造計算書で旧構造計算書を補正します。	構造計算書(一貫構造計算部分)	補正

(参考) 追加説明の事例						
3	構造計算書 P. 120	杭の設計用せん断力	杭の設計用せん断力の数値の根拠が不明です。数値の根拠が確認できる資料を提出してください。	数値の根拠が確認できる資料を提出します。	追加説明書-4	追加説明
4	構造計算書 P. 56 構造図 S-12	床の面内せん断力 (S1)	1階 Y1 通りに耐力壁 EW20 がありますが、Y1 通りには S1 スラブが 2m 程度しか取りついていません。2階から上階の地震力が、S1 により EW20 に伝達できることを確認してください。	S1 スラブについて検討を追加します。検討の結果、スラブ厚さおよび配筋に変更はありません。	追加説明書-5	追加説明

一般に構造計算プログラムを用いて作成された構造計算書については、その入力データを修正すると、影響が広範囲にわたることが予想されます。このため、構造計算プログラムを用いて作成された構造計算書の補正を行う場合には、以下のとおり取り扱うことを原則とします。

- イ) 一貫構造計算プログラムを用いて作成された構造計算書について補正する場合は、一貫計算の出力部分をその一部について補正することは認められません。ただし、手計算及び部分計算プログラムを用いて作成された構造計算書について補正する場合は、部分的に補正したり、追加説明書としてそのまま残すことができます。
- ロ) 入力データの修正が適切に行われているか確認するための補足資料として新旧の構造計算書のエコーデータ比較表が必要となることがあります（【モデル事例5】）。また、指摘事項等の内容に応じて「エラーメッセージ」や新旧計算結果の比較等が構造計算適合性判定機関から求められることもあります。
- ハ) 認定プログラムを用いた申請の場合には、申請者等は磁気ディスクの再提出が必要です。構造計算適合性判定機関は、当該磁気ディスクにより再計算を行い、補正された構造計算書との照合を行います。当初提出された磁気ディスクのデータを「エコーデータ比較表」に従って変更・再計算し、内容を確認することも可能です。

なお、提出された構造計算書のうち、補正の対象とならないものについては、追加説明書として取り扱います。この場合の対応方法は従来と変更ありませんが、荷重等に軽微な不整合があっても、建物全体に影響を及ぼさないことが確認できる追加説明書の場合にあっては、一貫計算の部分的な出力や再計算によらない部分的な検討でかまいません。

【モデル事例5】エコーデータ比較表の様式例

エコーデータ比較表

補正後の構造計算書のエコーデータは、補正を求められた事項に係る入力データのみを修正したことを示すもので、下記に示した箇所以外のデータの修正は行っていません。

〇〇〇〇（構造設計を行った者の氏名を記載） 印

補正後の構造計算書のエコーデータ

申請時の構造計算書のエコーデータ

BUS-5 Ver.1.0.0.26		123456 確認モデル	
0. 入力データ[データベース番号:6.2.0.8、データ拡張子:BEE]			
0001	VER /62		
0002	SW1 / 2, 3		
0003	TTL /OUTPUT_確認モデル,OUTPUT_確認モデル		
0004	BLD / 3, 2, 4, 0, 0		
0005	BLH / 1,, 3, 3		
0006	BLX /800,800,860	①	
0007	BLY /600,600		
0008	BLZ /420,420,420,420		
0009	BNX /1,2,3,4		
0010	BNY /A,B,C		
0011	BNZ /1F,2F,3F,4F,5F		
.	.	.	②
.	.	.	.
.	.	.	.
0031	MG1 /G1,3F,3F, 7,40,80,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15		
0032	/G1,2F,2F, 7,40,100,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15		
0033	/G1,2F,2F, 7,40,80,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15		
0034	/FG1,1F,1F, 7,40,120,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15		
.	.	.	.
.	.	.	.
BUS001234	DB6.2.0.8	2010/02/02 17:50	- 1 / 430 -

BUS-5 Ver.1.0.0.26		123456 確認モデル	
0. 入力データ[データベース番号:6.2.0.8、データ拡張子:BEE]			
0001	VER /62		
0002	SW1 / 2, 3		
0003	TTL /OUTPUT_確認モデル,OUTPUT_確認モデル		
0004	BLD / 3, 2, 4, 0, 0		
0005	BLH / 1,, 3, 3		
0006	BLX /800,800,800	①	
0007	BLY /600,600		
0008	BLZ /420,420,420,420		
0009	BNX /1,2,3,4		
0010	BNY /A,B,C		
0011	BNZ /1F,2F,3F,4F,5F		
.	.	.	②
.	.	.	.
.	.	.	.
0031	MG1 /G1,3F,3F, 7,40,80,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15		
0032	/G1,2F,2F, 7,40,100,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15		
0033	/G1,2F,2F, 7,40,70,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15		
0034	/FG1,1F,1F, 7,40,120,, 4,25,,, 2,25,,, 4,25,,, 2,25,,, 2, 1,15		
.	.	.	.
.	.	.	.
BUS001234	DB6.2.0.8	2010/01/02 11:28	- 1 / 430 -